

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 8 年

環境・安全安心特別委員会会議録

令和 8 年 9 月 1 7 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

環 境 ・ 安 全 安 心 特 別 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和8年9月17日（木）
- 2 開 会 場 所 議会第3会議室
- 3 出 席 者 委員長 早 川 太 郎 副委員長 高 橋 えりか
 （12人） 委 員 拝 野 健 委 員 吉 岡 誠 司
 委 員 岡 田 勇一郎 委 員 青 鹿 公 男
 委 員 伊 藤 延 子 委 員 望 月 元 美
 委 員 寺 田 晃 委 員 中 嶋 恵
 委員(議長) 石 塚 猛 委 員 小 坂 義 久
- 4 欠 席 者
 （0人）
- 5 委員外議員
 （0人）
- 6 出席理事者 区 長 服 部 征 夫
 副 区 長 野 村 武 治
 総務部副参事
 （区民部副参事（谷中防災コミュニティセンター長） 兼務）
 危機管理室長 山 本 光 洋
 危機・災害対策課長 小 池 雄 太
 生活安全推進課長 國 寄 祐 子
 環境清掃部長 遠 藤 成 之
 環境課長 古 屋 和 世
 清掃リサイクル課長 坂 本 一 成
 台東清掃事務所長 廣 瀬 幸 裕
 教育委員会事務局参事 山 田 安 宏
 教育委員会事務局庶務課長 （事務局参事 事務取扱）
 教育委員会事務局指導課長 増 嶋 広 曜
- 7 議会事務局 事務局長 鈴 木 慎 也
 事務局次長 久木田 太 郎
 議事調査係長 吉 田 裕 麻

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

書 記	関 口 弘 一
書 記	堀 真佑夏

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 第80号議案 東京都台東区緑化推進基金条例の一部を改正する条例

案件第2 陳情8-10 「台東区公衆喫煙環境の整備指針」改正案における終日禁煙化
に反対することについての陳情（新付託）

案件第3 環境及び安全安心について

◎理事者報告事項

【危機管理室】

1. 令和8年度台東区総合防災訓練の実施について

.....資料1 危機・災害対策課長

【環境清掃部】

1. 台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正について

.....事前資料1 環境課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（早川太郎） ただいまから、環境・安全安心特別委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

○委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、案件第1、第80号議案、東京都台東区緑化推進基金条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案について、理事者の説明を求めます。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、第80号議案、東京都台東区緑化推進基金条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

提案理由は、新たに角倉郁夫・角倉いく子緑化推進基金を設置するためでございます。

改正の内容でございます。

資料の新旧対照表をご覧ください。このたびマルマカ外3名の方より、区が行う緑化推進事業の費用に充てるため500万円のご寄附をいただきました。それに伴い、記載のとおり基金を設置し、別表に加えるものでございます。

この条例は、公布の日から施行いたします。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○委員長 それでは、本案についてご審議願います。

（「了承」と呼ぶ者あり）

○委員長 よろしいですね。

これより採決いたします。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

○委員長 次に、案件第2、陳情8-10、「台東区公衆喫煙環境の整備指針」改正案における終日禁煙化に反対することについての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(久木田議会事務局次長報告)

○委員長 また、本件は、理事者報告事項、環境清掃部の1番、台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正についてが関連いたしますので、初めに報告を聴取し、報告の質疑は、陳情をご審議いただく中で一括して行いたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正について、環境課長、報告願います。

環境課長。

◎古屋和世 環境課長 それでは、台東区公衆喫煙環境の整備指針の改正についてご報告させていただきます。

事前資料1をご覧ください。1、パブリックコメントの実施結果でございます。7月1日から24日までパブリックコメントを実施いたしました。意見受付場所は記載のとおりです。

なお、喫煙者の方のご意見もいただけるよう、パブリックコメントの実施について公衆喫煙所への掲示を行い、広く周知を図りました。意見受付件数は、53人の方から55件の意見を頂戴いたしました。

2ページ、別添1をご覧ください。ご意見の中には、指針の改正案に賛成のもの、反対のもの、様々なご意見がございましたが、共通して、公衆喫煙所の整備を望む声を多くいただきました。

10ページの15番をご覧ください。路上喫煙禁止の方向性は賛成である一方、現時点における公衆喫煙所の整備数は十分でないと考えするため、喫煙所を増やしてからルールの見直しを行ってほしいというご意見です。

11ページの16番をご覧ください。同じく公衆喫煙所の整備が不十分なまま路上喫煙の規制を行った場合、逆効果になると考えるため、十分に喫煙所を整備してからルールの見直しを行うべきというご意見です。

40ページの44番をご覧ください。終日禁煙化に賛成とのご意見ですが、禁止のルールを定めるだけでなく、実効性を高めるため、過料の設定をすべきというご意見です。そのほか、外国人観光客への喫煙ルールの周知を強化すべきなどのご意見もいただきました。

次に、2、台東区公衆喫煙環境の整備指針（案）についてです。

事前資料1、別添2をご覧ください。パブリックコメントの実施結果を踏まえて、2か所の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

変更と1か所の時点更新を行っております。

1点目は、指針の12ページ、第3章、今後の取り組み、2、喫煙マナー向上の推進の(2)台東区喫煙ルール周知・普及啓発について、①の公衆喫煙所ウェブマップの対応言語数を6言語から多言語へと変更しております。

2点目は、指針の14ページ、同じく第3章、今後の取り組みのうち、3、喫煙ルールの見直しについて、公共の場所の補足に関する記載のうち、「広場」を日頃よりご意見の多い「河川」へと変更しております。また、第2回定例会での報告後、新たに4か所の公衆喫煙所が供用開始となっており、そのため、15ページから16ページにかけて記載をしております。区内の公衆喫煙所一覧について、本日時点での内容に更新しております。

今回いただいた賛成、反対を含めた様々なご意見を踏まえ、区内全域においてさらなる公衆喫煙所の整備を進め、喫煙する人もしない人も共存できる分煙環境の整備に取り組み、令和10年以降を予定として喫煙ルールの見直しを進めてまいります。

事前資料1にお戻りください。最後に、3、今後の予定です。第3回定例会終了後、10月下旬に新指針の運用開始を予定しております。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、陳情8-10号及び報告事項について、ご審議願います。

寺田委員。

◆寺田晃 委員 確認ですけれど、報告についてやった上で……

○委員長 報告と陳情と、報告について質問した上で、最後、陳情の意見を言っていたけるとありがたいです。

◆寺田晃 委員 パブリックコメント、頑張りましたね。このような件数というのはなかなか見れないというか、今回のこの整備指針の改正について、皆さん、思いというんですかね、が感じられたことはもちろんなんですけれども、こういった手法というんですかね、QRコードとか使いながら喫煙場所とかにご案内したり、やはりそういった手法も大事なのかなというふうに改めて感じました。

パブリックコメントをしっかりと見させていただきまして、また、整備指針、改めて、案ですね、見させていただきまして、全体を通して感じたこと、気になることをちょっと幾つか確認をさせていただきます。

まず初めに、終日路上喫煙をやられている23区内の状況など、単に概略でいいんですけれども、教えていただければと思います。

○委員長 環境課長。

終日禁煙だね。

◎古屋和世 環境課長 現在、23区中9区が終日路上喫煙禁止というルールになっております。また、10月からは、2区が同じように終日全面禁煙という取組をする予定となっております。

○委員長 寺田委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆寺田晃 委員 9区がやっていらっしゃっていて新たに2区ということで、特に、もう既に行っている9区のお話というんですかね、状況などを入手している範囲で結構ですので、ちょっとどんな感じでやっていらっしゃるのかなというのが、所管のほうでつかめている内容でいいですけれども、教えていただければと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 実際やっている自治体においては、やはり周知をきちんと行うことや、マナーの啓発ということはしっかりやっているというところになります。そういった中でも、なかなかやはりルールを守っていただけないというようなお声であったりだとか、そういったものはありますので、そこは台東区の状況と同じような状況ではないかというふうに考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 そのような中、台東区におかれましても、報告いただいたとおり、なかなかルールを守らない喫煙者の方も多くて、先々、終日禁煙というものはやはり丁寧に進めていかなければいけないんだなというふうに、社会の流れというものを感じながら見させていただきました。

本区においては、分煙というんですかね、を吸う方、吸われない方、共にご理解いただきながら、快適な暮らしをしていただくための整備指針というふうに認識しております。

ただ、これまでの流れというんですかね、ちょっとどうなのかなという思いがしているのは、現在のところ、公衆喫煙場所が設けられているところというのは、結局、苦情が多いところというんですかね、進めていく流れ的には苦情が多いところから公衆喫煙場所を設けていくのが当然なのかもしれないんですけれども、特にこの整備指針の8ページですね、意見が多く寄せられている場所の絵を見させていただきますと、やはり台東区が公衆喫煙場所を設けているところと同じバランスというんですかね、感じました。

また、コロナの後、来街者、観光客の方が増える中、結局、その増えているところが苦情が多いのかなという認識です。そうでないところは、やはりちゃんとルールを守っているからこそ苦情もなくて、そういうバランスになっているのかなというふうに。

そこで感じたのが、結局、ルールを守っているところは公衆喫煙場所がもちろん少ないんですけれども、これを終日路上禁煙をやりますと、果たしてどうなってしまうのかなという、それを危惧してしまっていて、もちろん所管の皆さんも危惧はされていると思うんですけれども。それなので、今後の、先日、千束公園に喫煙場所を造っていただきましたけれども、民間のも含めてですけれども、今回の整備指針では令和10年を目途にということで目指していくものなんですけれども、肝腎なのがパブリックコメントのご意見にもありましたとおり、公衆喫煙場所の整備というのはやはり肝腎になってくるのかなというふうに思うんですけれども、公衆喫煙場所をどのように今後進めていかれるのか、教えていただければと思います。

○委員長 環境課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 環境課長 今回の整備指針の改正では、屋外における公共の場所を終日禁煙とするということを上げさせていただいております。委員ご指摘のとおり、苦情の多いところということではなく、区内のいろいろなところでやはり喫煙される方というのはいらっしゃるというふうに考えております。ですので、区内全域において必要なところに公衆喫煙所を整備していく必要があるというふうに考えているところでございます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 たしか行計ですかね、目標設置数とかあったと思うんですけども、その辺はどんな感じで、改めて教えてください。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 令和8年3月に策定しました行政計画の中では、公衆喫煙所の整備を隔年3か所ずつ、計画事業量としては9か所設置するという計画になっております。

◆寺田晃 委員 そんな中、今回、整備指針にも4か所増えるんですかね、今年度。3か所ずつと決められている中でも、設置できればどんどん設置していったらいいなと思うんですが、このように整備指針で令和10年度に終日を目指すというのは、ここ最近というか、打ち上げられた目標でもありますので、行計はその前に決められた計画だとは思いますが、公衆喫煙場所を設置していくことが本当に肝になってくると思いますので、この毎年3か所ずつというのにこだわらず、本気になってやはり公衆喫煙場所、民間のも含めてですけれども、配置とかスケジュールとかも含めて、整備指針にうたうことはなかなかこの段階では難しいかと思うんですが、なるべく早い段階で公衆喫煙場所の計画というんですかね、本気をつくっていただければ令和10年度の終日路上禁煙もスムーズにいくんじゃないかなというふうに感じております。

最後になりますけれども、この整備指針の報告については了承させていただきますが、なかなかハードルが高いものと認識しているんですけども、所管の方は必死になってやっていたらいいと思いますが、今年度の千束通り商店街公衆喫煙場所のように、商店街にも本当にどんどん増やしていただきたいですし、そうなりますと、やはり産業振興課さんにもご協力いただきながら、また、民泊とか宿泊業をやっている保健所さんにも協力いただきながら、可能であれば条例の改正もまた引き続き考えていただきながら、本当にこの整備指針の目的に掲げていただいた、喫煙する人もしない人も共存できる分煙社会の実現を目指しますというのがこの整備指針の肝、目的になっておりますので、着実に進められるようにしっかりと計画を立てながらやっていただきたいと思います。

報告については以上で。

○委員長 では陳情について。

◆寺田晃 委員 陳情につきましては、タイトルが整備指針改正案における終日禁煙化に反対することについての陳情ということで、ちょっと重いタイトルになっているんですが、内容を見させていただきますと、分煙の一方の喫煙する人の側に立ったご意見なのかなって。今回の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

整備指針改正に当たりまして、本当に貴重なご意見というんですか、陳情なんだなというふう
に、ある意味感謝しながら見させていただきました。

具体的には、求める事項が5項目ありまして、2番、4番、5番についてはもう既にやって
いる部分もありますし、これから進めていく部分、本当にご理解いただいているんだなという
ふうには感じました。

そのような中で、1番につきましては、「区内全域の終日路上喫煙禁止の導入を既定路線と
せず」というふうにうたわれてしまっているのが、整備指針の改正に了承する上では、この
「既定路線とせず」という文言はなかなか受け入れられなくて、また、3番目の、重点エリア
を設置しということを明文化しということもうたってあるんですが、先ほどやり取りさせてい
ただいたように、全区で進めるものだとは私は認識しておりますので、こちらについてもなか
か難しいかなというふうに感じております。「おわりに」という文面では、重なってしまいま
すけれども、「喫煙者と非喫煙者が共存できる環境づくりを堅持するようお願い申し上げます」
という文面については、本当に台東区のことを理解されているんだなというふうに感じました。

この陳情に対しましては、幾つかちょっとそぐわない部分もございまして、むげには不採択
はしたくないというのが会派の意見でございまして、できましたら、出し直しや取下げ前提の
上で継続ということで、会派としての意見を述べさせていただきます。よろしくお願いします。
○委員長 ほか。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 公衆喫煙環境の整備指針の報告についてから、まずお話をさせていただ
きます。

このパブリックコメントの数を見ますと、かなり関心が高いことを裏づけているなど、吸う
方も吸わない方も含めていろいろな意見が多かったということは、とてもありがたいことだ
し、それだけ区民の関心が高い話だったというふうに思っています。

私自身は、この報告自体は了承するものではあるんですが、やはりもし入れられるんであれ
ば、前回も話が幾つか出ていますけれども、私道だったりとか駐車場という公共機関じゃない
場所で吸われる方が意外と多い中で、そこに対してどう指導していくかということがなかなか
ここの中に落とし込めていないんじゃないかなというところと、あとは、先ほども話出した
けれども、行計で年3か所ずつで3年で9か所という話ですけど、あくまで行計を立てたど
きには、令和10年以降のことが全く記載されていないし、考えられていない状況での年3か所
ずつですので、やはりこの指針の中で、もうちょっと高い目標を入れ込んでいってもらいた
いなというふうには思っています。

前回も私、委員会で話したように、この数だとなかなか厳しいというのは区サイドも分かっ
ていることだと思いますので、その辺がもう少し具体的に落とし込んで、パブリックコメント
にも多く出ていたのは、やはり喫煙環境がなくてやめてほしいというのは、ちょっと厳しいん
じゃないかというご意見は多かったと思うんですよ。なので、そこに関しては、しっかり、3

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

か所ずつでいいではなくて、やはりもっと多くの場所で、いつでも誰でも吸えるというところを目指してもらえるようにしてほしいと思います。当然地域のご理解とかいろいろなものがあると思うので、なかなか書きづらいところはあるのかもしれないですけども、やはりある程度一定の数が見込まれるということが分かれば、区民の方も、こんなにパブリックコメントで、吸える環境がないのにやっても意味ないんじゃないかというようなことは言わないと思うんですよね。ですから、やはりある程度そこは見てほしいなと思っています。

そういった意味で、了承はするものの、ちょっと残念だなというふうに思っています。

○委員長 了承する。

◆岡田勇一郎 委員 はい。

その上で、今回の陳情、これ、今までどちらかというと、やはり喫煙に関しては、非喫煙者の方から健康被害だとか臭いの問題とかいろいろなご意見いっぱいいただいていた中で、喫煙される方からこういった陳情が出るというのは、本当にやっとお互いに同じ立場でそろそろちゃんと話し合わなくいけなくなったんだなということが明確になった陳情なのかなというふうに思っています。

私自身、この陳情を読ませていただいて、気持ちはすごく理解できるなというふうに思うんですけども、この陳情の内容が、前回の第2回定例会で大分議論を尽くしてきて、今回の整備指針改正について入れ込んでいただいている部分でもあります。

また、求める事項の1番から5番というところで、先ほど寺田委員からもありましたけれども、3番に関しては、重点エリアをまずつくらないということになっていますし、ただ、目標数は高くって先ほど私言ったように、ここの一部はいいなと思いつつも、一部はこれ完全に話の中でもう終わっている話ですし、5番に関しても、喫煙者と非喫煙者が共存できる環境をつくるということはもう区の方針で掲げられているものでありますので、そこは重複してしまうというふうに私も考えています。

1番に関しても、既定路線かどうかという、予定ですので既定路線ではないかなということと、2番に関しても、現行のルールをこのまま10年までは最低でも続けるということで予定にしているはずですから、そういう意味では、全て前回の話の中で、そして、指針の中で示されたものの重複になってしまっているところが多いなというふうに思っています。やはり、先ほど言ったように、数ですとか、そういったものをしっかりと備えてほしいとか、そういった文面でもし出し直す、もしくは今回のこの陳情に関しては、できているので、取り下げるみたいな方向性で考えていただければありがたいなと思いながら、ただ、私、先ほど最初に言ったように、気持ちはよく分かりますので、取下げ、もしくは出し直し前提で継続をさせていただければと思います。以上です。

○委員長 了承でいいですね、報告案件は。

◆岡田勇一郎 委員 報告は、了承するものとしますということを最初に申しました。

○委員長 ほか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 すみません、私、前回ちょっと欠席して、申し訳ありませんでした。ということで、前回の直接の議論には参加できなかったんですけど、そこも含めてちょっと今日お話しさせていただきます。聞こえますでしょうか。

○委員長 聞こえているから大丈夫です。

◆伊藤延子 委員 今回の整備指針ですかね、その中で質問をしたいと思うんです。

公衆喫煙所の設置基準というものがあるのかどうかというのが1点で、そこについてちょっとまずお願いしたいと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 設置基準につきましては、1つの例にはなりますが、民間事業所の方へ設置助成をする場合の基準というところがございます。まず、屋内の公衆喫煙所の場合でありますと、壁及び天井で囲まれた密閉型の構造物であること、あとは、出入口において喫煙所内へ向かう風速が0.2メートル／秒以上であること、また、煙がほかのところに流れない構造物であること、そういったような要件を喫煙所の設置については要件として定めております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 設置基準の中に、その箱物とか中身のところがあるということは分かったんですけど、私、もう一つは、やはり設置基準といいますと、今の煙が外に出ない、そういうことも含めてだと思うんですが、実は何か所か見せていただく中で、外にももんもんと臭いも何もすごいところと、あとはすごく整備されているかなというところとかがあるんですけども、その辺はきちんとしてほしいなということが1つあることと、あとは、私は、後に言おうと思っていたんですが、最初に言っちゃいますと、台東区の中で、これは、もうあくまでも吸う人の立場でというのか、公衆喫煙場所ということになっているといえども、台東区としての禁煙というか、公衆喫煙者に対してもというかな、大きな目標をしっかりと持つべきなのかなと。

副流煙など、そういう害が非常に多いこういう中では、しっかり減らすことというのが目標になっていないと、公衆喫煙所を造っているということへの疑問と不満というのをちょっと感じているというところなんですけれど、次のこともあるので、次に進めさせていただきますと、ヒアリングは10年以後にするということを言っているわけですけども、10年まででもあと1年半とかあるわけですよ。ここの間でもヒアリングというのは続けていくのか。それで、このヒアリングというのは、もう設置する方とか、その喫煙所を造る人のみのヒアリングなのか。先ほども岡田委員が、今までだと禁煙というか、被害を受ける方たちのほうが多かったということですけど、でも、そういう方たちの話は聞かないのかということなども含めてお願いしたいと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 伊藤委員のほうから今ヒアリングというお話がございましたが、ヒア

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

リングとはどのようなものを指しておられるのか、教えていただけますでしょうか。

○委員長 伊藤委員、しっかり質問をお願いします。

◆伊藤延子 委員 ここに……

○委員長 どこ。陳情。

◆伊藤延子 委員 陳情じゃなくて、前の指針の中に……

○委員長 2定の資料。

◆伊藤延子 委員 そう。10年以降にヒアリングって書いてある。

○委員長 伊藤委員、もう1回お願いします。

◆伊藤延子 委員 整備エリアを整えるとかを含めても、皆さんからの聴取は10年以後に書いてありますよね、ここにね。だから、そういうことではなく、10年から全面的に禁止するなら、もう今からでもしっかりやるべきじゃないかなって、こう思うわけですよ。

○委員長 伊藤委員、ごめんなさい、何をしっかり今からでもやるべき。

◆伊藤延子 委員 だから、ヒアリングは、設置する人だけではなく。私、やはりこういうことでもって幾つか外も見てきました。たばこ店の前に灰皿があって、ご自分たちで時間も決めてとか、皆さんに迷惑かからないように、たばこ店としては精いっぱい努力をしてやっていると。ですけれども、そこを歩く人たち、実は私もそこを歩いてきたんですけれども、やはり副流煙はいやが応でも吸うわけですよ。だから、そういう方たちの意見も聞くべきじゃないかというのが私の意見です。だから、そういうところはどうなのかということが1つ。あと、やはりたばこ店とか飲食店とかだと思えるんですけれど、そこはどうでしょうか。

○委員長 多分こういうことですよ。要は10年度以降に全面禁煙予定なんで、その前までに、そういう副流煙対策とか整備がされていないような場所に、環境課は全面禁煙に向けて、副流煙とかを吸ってしまう人たちをうまくカバーできるような施策は何かやりますかとか、そういうことですよ、多分ね。

◆伊藤延子 委員 それも含めてですけれど、その前に、やはり……

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 はい。今言った、たばこ店とかというか、それぞれ努力されているということもちょっと聞いてきたりしているわけですから、そういうところもお聞きになっているのか。

実は、たばこ店に私、伺ったら、いや、区役所の方はお見えになりませんでしたよみたいな形で、自分としては非常に皆さんのことを考えながらやっているけれど、苦しいというか。そういう意味でのこの喫煙場所というのは必要なのかなと思いつつも、非常に複雑だというようなことも言っていました。あと、たばこ店の買上げ云々とか、そういうこともるる聞いてきたわけなんですけれど。だから、そういうことも含めて実際にお聞きになっているのか、ヒアリングしているのかということをもまずは聞きたいですね。

○委員長 環境課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 環境課長 受動喫煙でお困りの方、また、たばこの灰皿を設置している事業者さんのほうへのヒアリングという対応についてお答えをさせていただきます。

副流煙でお困りの方、受動喫煙でお困りの方のご意見につきましては、日常的に環境課のほうでご意見として承っております。昨年度は470件程度のご意見をいただいております。その中でも、やはりここでちょっと何とか対応してもらえないかというようなご意見がある場合には、喫煙等マナー指導員を配置いたしまして見回りをさせていただいたり、事業者のほうにこちらのほうからお声かけをさせていただき、いわゆる喫煙のルールとしては間違っていないけれども、受動喫煙という観点からご配慮いただけないかというようなお願いは現在でもさせていただいております。そういった観点から、灰皿を設置している事業者の方におかれまして、現在の台東区の喫煙ルールでは問題はないけれども、やはり受動喫煙防止の観点から、もう少し位置を変えていただけないかとか、多くの方がそこに同じ時間で重ならないようにご配慮いただけないかとか、そういったようなお願いは現在もさせていただいているところになります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりましたというか、非常に苦労があるということも分かっているところです。

それで、台東区としては、喫煙する人もしない人も共存という言葉を使っています。ですけれども、やっと同じ立場に立てたということで、弱者は要するに喫煙しないというか、受動喫煙を受ける人になるわけですね。だから、これの吸う人も吸わない人も共存で、おあいこじゃないけれど、そういうことではないということで、やはりそういう健康被害、そういうことなどをしっかり打ち出すというのか、ベきじゃないかなということを感じております。

そして、指針の中での分煙とかいうことはあるんですけれども、受動喫煙に対する健康被害の影響などの明記、それらがどこにもないというのは私は大きな問題かなというふうに思うんです。箱は造って吸う人にはやりましたよ、ですけれど、その方たちの健康被害、吸う人の健康被害も考えたら、あなたたちもやはりたばこは減らしていきましょよということを台東区からしっかり言うべきだというふうに思うんです。ここは環境課だからそれは違うよといったら、それはそうじゃなくて、やはり台東区として、前回の話でも衛生課とかいろいろ一致して全庁一致でというか、一緒にやっていきましょみたいな、そういう話が前回も出ていたと思うんです、前回の議論の中でね。だから、そういうことに対してもしっかりここに指針として示すべきじゃないかというのが私の意見です。

こういう中で、私がぜひやってほしいということは、先ほど言った喫煙所ですかね、喫煙所の外には絶対漏れない対策、それは基準の中に、これらを造る設置基準の中にしっかり入れてほしいということ。そうすると、何か結構お金がかかるというようなこともちょっと伺っていますけれども、でも、それはやはりやるべきだというふうに思うことが1つです。

あとは、喫煙所の中に、全てやはり健康被害のパンフ、前回のときにも、石塚議長が、ご自

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

分のことも含めて、いかに健康被害が大きいのかということをおっしゃられましたよね。私、あれ本当にそうだというかな、すごく区民の皆さんにも大きなメッセージだったというふうに思っているんですよ。ですから、そういうことをやはり支援対策として、禁煙パンフをきっちり入れるとか、そういうことをやる。また、禁煙外来とか、台東区としては、ここの設置ではないですけど、やはり禁煙する方への支援で医療費などもしっかり入れるとか、そういう形で総合的な形を出すのが本来台東区としてのここに示すべきものだというふうに考えているところです。ですので、今、私が言ったことなどは、ぜひこの指針にも盛り込んでいただきたいなということをまずは希望します。

こういうことが、やはりたばこ税云々ということが前回も話されました。35億とか32億とかいうふうになりました。ですけど、健康被害でのそれぞれ医療費、いろいろなことを考えると、やはりたばこを吸わないとか、あと、まき散らさないとか、そういうことでの健康被害を減らすことのほうが大きな経済効果になるんじゃないかなということも考えますので、そこはぜひ検討していただきたいと思います。

陳情に対しての意見です。

陳情に対して、吸う方のこもごもとか、いろいろなことが細かく自分たちも努力しているんだということも含めて書かれていました。ですけども、ここの中に、やはり吸わない、いわゆる弱者の立場でのものが記載されていないんですよ。ご自分たちでも、そういうことに対しての提案をしっかりといただくべきではないかというふうに思うんですね。

そして、やはり分煙というものの自体が、何ていうんですかね、本当の意味での対策ではない。これは、もう要するに、そういうことで喫煙者の抑制にはならなくて、喫煙者が堂々、対等、平等に吸えるんだという、そういう形になってきているというのは、私はいかがなものかというのか、そこは本当に自分自身の体だけじゃなくて、家族、周りの方全体の被害も健康被害とかも含めてきっちり考えていただきたいということで、この陳情には私は不採択とさせていただきます。

○委員長 報告了承で、陳情、不採択でよろしいですか。

◆伊藤延子 委員 えっ。

○委員長 報告了承で、陳情不採択でよろしいですか。

◆伊藤延子 委員 いいえ。報告は、私、先ほどきちんと……

○委員長 要望ではなくて、要はここは認めるという。

◆伊藤延子 委員 入れてくださいということを加えましたので、それについてはきちんと……

○委員長 対応を取ってほしいということですか。

◆伊藤延子 委員 ええ、検討していただきたいと思います。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 先ほど私のほうで伊藤委員からのご質問に、喫煙所の設置の条件につ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いてのご質問にお答えさせていただきました。民間の助成の場合の設置の要件を答弁させていただきましたが、区が設置する喫煙所には、密閉型ではなくて、パーティションで覆われたものもございます。やはり喫煙環境を整備していくということを環境課としては大事だと思っております。密閉型であるのが望ましいというのは、受動喫煙の観点からもそのとおりではございますが、やはり設置場所の形状であったりだとか、条件によってはそれができないような場所もございます。そういったところにつきましては、周囲の配慮をするような形でパーティション型の設置もしているというところを補足させていただきます。

また、改めて喫煙者へ喫煙に関することについての啓発についてのご質問をいただいたかと思えます。今回、喫煙環境の整備指針については、分煙の社会の実現を目指すものであり、禁煙を働きかけるものではないという前提はございますが、喫煙所の整備に活用しております東京都の保健医療政策区市町村包括補助金につきましては、令和８年度から公衆喫煙所内で喫煙の健康影響に係る啓発を実施するということが要件化されております。そういったこともありますので、今後の喫煙所の整備に当たっては、関係部署と連携をしまして啓発に努めてまいりたい、そのように考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今回の答弁で私は満足かということ、そうではないんですけれども、何ですかね、一步でも近づけてもらいたいということをまずは言いたいと思うんです。

昨日ですね、昨日じゃないか、この間か、見てきた中で、大手の外国のたばこ会社ですかね、テントを張っていてというところなどは、売ることを目的にした感じの喫煙場所みたいになってたということもあって、民間の方たちへの先ほどの要するに設置基準という中では、そういうことってどうなんだろうというのか、区としても、営業妨害的な云々ということはあるのかどうかですけれども、その辺もきちんと検討をしていただけたらどうかと思うんですけれども、そこはいかがでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 伊藤委員のご質問は、民間の土地で事業者の方が喫煙コーナーを設けているというところかと思えます。その件につきましては、その土地の所有者であったりだとか、その事業といいますか、そういったものを運営されている方との中での取決めになりますので、区としてそこを制限できるものではないというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 制限できないということはあるつつも、区民とか周りの方の健康をぜひとも考えた上でやっていただきたいというものを、区から強いメッセージを民間の方たちにもそういうのを送っていただきたいというふうに思います。以上です。

○委員長 ほか。

青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 つなぐの意見としましては、公衆喫煙環境の整備指針については了承でい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

かせていただきます。

その上で、ちょっと1点ご質問なんですが、公衆喫煙環境の整備の中で、例えば、これ10年からやったときに私道とかは対象になりますか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 今回、終日全面禁煙とさせていただくのは、公共の場所という設定をさせていただいております。ですので、私道や私有地につきましては対象という扱いにはなっておりません。

○委員長 青鹿委員。

◆青鹿公男 委員 多分その辺がこれから議論されていくと思うんですけど、台東区、やはり私道が多くて、あと、そういう民間の狭い土地とかがあるので、そこで今度みんながそちらに寄って吸われてしまうと困るというのは、結構地元の方から私もお話を受けています。

その上で重要になってくるのが喫煙所の整備だと思うんですけど、例えば事例を言うと、金竜と松葉、私の近くのその公園には完全密閉型の喫煙所ができています。そこはPTAにも地元の人にもヒアリングすると、本当に設置してよくなったと、子供たちも安心して遊べることができるようになりましたというふうに言っているんですね。

だから、そういうのをどんどんやっていくのはいいと思っていますし、また、みんなイメージが、今、課長が言われたパーティション型を先にイメージしてしまうみたいで、いや、今度設置するのは違うんですと、完全密閉型というの、その辺の説明がなかなか行き届いてなくて、いやあ、うちは設置しないでもらいたいとかというのもいるので、その辺は丁寧にご説明していただきながら、その上で、これはあくまで要望なんですけれど、いや、台東区は公園へ行けば喫煙所があるよというふうになれば、みんな共通で言えるじゃないですか。だから、台東区の公園で、たしか都市公園法でいうと建造物の2%以内じゃないと駄目だとかってルールあると思うんで、全部は無理だし、児童遊園は無理だと思うんですけど、大きいところについては、台東区としては、先ほど指針に出ていましたけれど、3年で幾つとかではなくて、基本的には最後は台東区の公園には全部ついていきますよというような勢いでちょっと臨んでいただきたいという、これは要望だけさせていただきます。

あともう一つ、これもあれなんですけれど、今言った喫煙のやつで今度はちっちゃいお話になるんですけど、喫煙できませんというステッカーがあると思うんですけど、このちっちゃいのとでっかいのがあるんですよ。でっかいのは、あれ歩道にしか貼れないじゃないですか。あれをやはり私道とかに貼りたいんですけど、何かあれ滑るから車道には貼れないとかってあると思うんですけど、そういうのもちょっと改良していただいて、もうべたべた貼れるようにしていただければという要望だけさせていただきます。

○委員長 陳情対応は。

◆青鹿公男 委員 あと、陳情につきましては、先ほど皆さんから出ていますので、私の会派としましても取下げ前提の継続で要望させていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 小坂委員。

◆小坂義久 委員 意見だけ。すみません、私の意見としてちょっと言わせていただきます。

先ほど寺田委員の質問で、いわゆる終日禁煙化をしている区が23区中9区あったと。現状として、なかなかマナーとか、やはりその辺のところがちょっと課題があるんじゃないかという答弁がありました。全く私もそのとおりだと思っています。

それで、基本的に、例えば令和10年から全面路上終日禁煙化することに対して、本当にどれだけ効果があるのかなというのは私は懸念を持っています。その中で、このパブリックコメントの中でも、いわゆる罰則規定のことに触れているんですが、本区はもうずっと観光地で、本区の見解としては、とにかく過料で取り締まるのではなく、喫煙者のマナーの問題として捉え、喫煙ルールやマナーを周知啓発するとともに、公衆喫煙所の整備を進めていくという、このような見解で、この見解は全くそのとおりだと思うんですが、ただ、先ほども各委員からもありましたように、だったら、もっと公衆喫煙所、地域の了解はもちろん得るといのが前提ですけど、それは本当に大変だと思うんです、一つ一つ地域の了解を得ていくのは。

ただ、公衆喫煙所、やはり行計どおりの計画じゃなくてどんどん整備していかないと、マナーやルール、周知啓発だけじゃ追いつかないですよ、これ。やはり先ほど言ったように、公共の場所では吸わなくても、いろいろなところへ行行って吸いますよ、はっきり言って。ですから、そういうことも含めて、うちの本区は罰則規定を設けないのであれば、やはり一つの整備として公衆喫煙所をしっかりとどんどん、先ほど寺田委員が本気になってと言っていましたけれど、さらに真剣に本気になって進めてくださいよ。そうでないと、私はこれはもうそんな抜本的な効果はないというふうに思います。思っています、そのように。

実際に7時から9時って今禁止していても、吸っているもん、あちこちで。鶯谷駅とか。言わなくていいか。

○委員長 言わないです。

◆小坂義久 委員 言わなくていいね。

○委員長 はい。

◆小坂義久 委員 いろいろなところで吸っていますよ。ですから、そういうことも含めてよろしく願います。頑張ってください。

○委員長 よろしいですか。

◆小坂義久 委員 はい。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 皆様のご意見いろいろとお聞かせいただきまして、我が会派としましては、公衆喫煙環境の整備指針について了承させていただきたいのと、陳情に関しても、取下げ前提の継続とさせていただきたいと思います。

今回の報告に関して、やはりルールを守らない人がいるということ、副流煙、臭いで迷惑をかけてしまっていることに関して、私も一喫煙者として申し訳ないなというふうに思いますし、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

今後も、自分もそういった意味では、臭いとかついていないかとか、そういうチェックは大事なんだなというふうにも思っています。

ここから自分個人の意見なんですけれども、私、以前話したとおり、上野でパイプショップ、パイプの専門店を10年ほど自分でやらせていただいています、めちゃくちゃこだわってやっていたんですね、ある種喫煙を愛してというか。愛煙家の皆さんのイメージって、ニコチンをばかばか吸う依存症というイメージがあるかもしれないけれども、本当に匂いだったりとか、パイプの香りだったりとか、どういうふうに空気を入れるか、どういうセッティングをするかで味わいとかが全然変わる、ある種、一日の楽しみなんです。

○委員長 嗜好品だからね。

◆吉岡誠司 委員 そう、嗜好品なんです。じゃあ、それを、私、紙たばこ吸うかという、パイプに関しては、先ほどのお話があって、いろいろなお客さんが全国から来ていただいて、中には紙たばこを吸う方もいて、自分で巻きたばこを使っている方もいらっしゃって、じゃあ、自分はどうかという、紙たばこに1日に二、三本、巻きたばこを使っているんですね。巻きたばこにすると湿度を管理できたりとかして、湿度によって例えば辛みが出たり甘みが出たり、どこの葉っぱを使っているか、刻み方はどうか、フィルターはどういう構造なのかで本当に味変わるんですよ。

ある種、何が言いたいかというと、私は一日の楽しみなんです。皆さんのイメージは、もうニコチン、カーツみたいなイメージあるかもしれないけれど、私は一日の楽しみ、食事する、お米食べる、お風呂入る、コーヒー飲む、それでたばこを吸う、楽しみなんです。でも、迷惑をかけちゃっている部分もあると思うんですよ。だから、そこに関してはまじで申し訳ないと思うし、本当に気をつけたい。ただ、一部の人でそこまでこだわりを持って愛しているという人がいることを知っていただきたいし、だからこそ、できれば公衆喫煙所の整備、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

○委員長 陳情言ったっけ。

◆吉岡誠司 委員 陳情、取下げ前提の継続でよろしく願いします。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 公衆喫煙環境の整備、喫煙する人も喫煙しない人も双方が安心して暮らせる環境づくり、もう皆さんが言っているように重要です。共存するというのが難しいとは思いますが、分煙と喫煙所の整備は、もちろんマナー啓発、吸い殻の持ち帰りの徹底化を地域と連携を進めるべきと。

区としては、この辺りは進めておられると思うんですけれども、パブコメ実施結果、反対意見、賛成意見がある中で、両者の意見が最も大切なんですけれども、先日、地元の方から、小島公園の喫煙所のクーラーが入っていて、喫煙者だけが涼める場所があるのはどうかという疑問をいただいております。コンテナとかトレーラーの密閉の中、この猛暑の中で喫煙というのは大変できない、逆に、もう厳しいと思うんですけれども、ちなみに、クーラーが入ってい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

る喫煙所というのは何か所ありますでしょうか。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 区のほうで設置しておりますコンテナとトレーラーの喫煙所につきましては、全て空調を配備しております。箇所数につきましては、コンテナが5か所、トレーラーが4か所となっております。そのほか、民間さんは民間さんのお考えでというところになるうかと思います。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 お年寄りとか子供たちが暑い中で歩いたり頑張っている中で、公園の喫煙所だけが涼しく整えていいのかなという疑問はあるんですけども、先ほども申し上げましたとおり、喫煙者、非喫煙者の双方が安心して暮らせる環境というのが重要ですので、ごみの持ち帰りが当たり前になっている中で、喫煙する人も吸い殻の持ち帰りを喫煙者の皆さんがすればいいだけのことなので、ポケットのごみ箱でお持ち帰りをすればよい話なので、喫煙所の数だけを増やすとかではなくて、煙の漏れとか周辺からの苦情とか利用者数とか維持管理の状況など、区としても既に検証はされておりますので、引き続きの周知・マナー啓発を徹底化をお願いしたいのと、また、以前なんですけれども、我が会派の風澤議員からも、他自治体のように、喫煙所内に禁煙を勧める啓発ポスターを入れる提案もありましたので、そちらのほうも引き続き検討いただけるよう要望で終わりにさせて……

○委員長 中嶋委員、今先ほどやっているって答えていた。

◆中嶋恵 委員 はい、やっていると思いますので、そちらも徹底化を引き続きということと、あと、風澤議員の要望についても、禁煙を勧める啓発ポスターを喫煙所内に貼っている自治体もありますので、そちらのほうも進めていただけたらと、検討いただけたらと、こちらは要望でお伝えいたします。

○委員長 陳情は。

◆中嶋恵 委員 すみません、陳情は、皆さんのご意見のとおり、やはり共存するという部分がちょっと難しいかなと思います。取下げ前提の継続をお願いいたします。報告事項については了承です。

○委員長 伊藤委員、各会派、皆さん継続になっていきますけれど、どうしますか。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 皆さん取下げ前提の継続ということであれば、私のほうもそれでよろしいです。

○委員長 いいですか。

◆伊藤延子 委員 すみません、1つ。先ほどポスターは貼ってあるというのは何か所ぐらいなんですか。私が何か所か見たところは1か所も貼っていなかったんですけど。

○委員長 環境課長。

◎古屋和世 環境課長 ちょっと箇所数について今お答えできないんですけども、先ほど伊

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

藤委員のご質問に対するご答弁なんですけれども、喫煙の健康影響に係る啓発を実施することが要件化されたということで、そこは今後きちんとやっていきますという答弁になりますので、よろしくお願いいたします。

◆伊藤延子 委員 いいです。

○委員長 これより採決いたします。

本件については、継続の意見が多数でありますので、継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

なお、報告事項についても、それこそパブコメ、委員長から一言ですが、パブリックコメントに関しても、今の委員会の各委員の皆さんの意見に関しても、吸う人、吸わない人どちらも共存できるという意味で、やはりそれは公衆喫煙所という言い方なのか、それとも吸える場所という意味なのか、なるべく吸わない人に迷惑がかからないような形で、誰も嫌な思いをせずに暮らしていける台東区をつくっていただきたいということでもございますので、その辺は、所管としては整備指針に書かなかったとしてもしっかりとやっていただきたいと、これは委員長として強く要望いたします。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○委員長 次に、案件第3、環境及び安全安心についてを議題といたします。

本件について理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

令和8年度台東区総合防災訓練の実施について、危機・災害対策課長、報告願います。

危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 それでは、令和8年度台東区総合防災訓練の実施についてご説明いたします。

資料1をご覧ください。項番1、訓練の目的でございます。地震発生時における地域の防災行動力の向上、区と防災関係機関との連携強化を図ることを目的とします。

項番2、取組でございます。令和6年度からの3年間は、情報収集、伝達体制を強化した本部訓練や避難所開設訓練などをさらに充実させるとともに、関係機関との連携を想定した初動対応訓練に取り組むこととしています。今年度は、引き続き本部訓練などを実施するとともに、福祉避難所開設訓練や物資輸送訓練、帰宅困難者一時滞在施設開設訓練を実施いたします。

項番3、訓練概要でございます。（1）訓練日時ですが、令和8年11月28日土曜日、午前と午後の2部構成で実施いたします。（2）被害想定については、震度6強の都心南部直下地震の発生を想定とします。

（3）訓練内容です。第1部では、災害応急対策本部や避難所の開設・運営訓練、消防や自衛隊などとの情報連絡・連携訓練を実施いたします。区役所10階と各避難所において、区職員

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

や区民の方、関係機関の職員の約200名程度の参加を見込んでおります。第2部では、災対福祉部による福祉避難所開設訓練、災対文化産業観光部による物資輸送訓練及び帰宅困難者一時滞在施設開設訓練を予定しています。

なお、物資輸送訓練については、協定を締結している民間事業者にもご参加いただき、大型トラックを使用していただく予定となっております。区役所のほか、特別養護老人ホーム竜泉や台東区民会館などにおいて、区職員や事業者の約80名程度の参加を見込んでおります。

説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

(委員長退席、副委員長着席)

○副委員長（高橋えりか）ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

望月委員。

◆望月元美 委員 訓練内容の、まず第1部でお聞きます。

区有施設の3か所というのは今回どこになるのかということと、区の職員の参加者数が70名ということで、去年の40名から増えておりますが、その点について教えてください。

○副委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 区有施設の避難所の3か所になりますが、こちらは現在のところ黒門小学校、こちらは区有施設ではありませんが、忍岡高校、石浜小学校の3か所を予定しております。

それと、もう1点です。人数が増えているというところになりますが、こちらについては、避難所開設訓練で参加者数が増える予定でございます。これまでは、災害対策課の職員と寮に住む職員が中心に開設訓練に従事しておりました。実際には、発災時には、割当てがあります災対区民部ですとか災対教育委員会の所管課の職員も今回は参加する予定で、増えております。開設は、今までは初動対応の開設が中心ではありましたが、今後は運営という実際のところも見据えていく必要がありますので、実際に従事、運営に携わる可能性の高い所管課も今回参加していただくということで予定しております。以上でございます。

○副委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 そうですね、やはり、避難所開設が多分区民の皆さんが大分日頃の避難訓練で滞りなくできるようになったところの次のフェーズとして、今度、運営に携わるというところが出てくるので、そういう意味では、とても区の職員と一緒にやるのはいいことだと思っております。

もう1件は、第2部のほうなんですけれども、今回、物資の輸送訓練が初めて入りますけれども、具体的にどんな形で訓練をするのか、教えてください。

(副委員長退席、委員長着席)

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 この訓練につきましては、当初、初日の発災初日に必要な物資は一応各避難所に備えております。2日目以降に必要なものについては、拠点の避難所が

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区内6か所ございますので、今回の訓練については、2日目以降に必要な物資について、拠点の倉庫から各避難所へ輸送するという訓練を実施したいと考えております。

○委員長 望月委員。

◆望月元美 委員 分かりました。令和6年から3年かけての今回の訓練の内容なので、最終年度ということで、しっかりとやってほしいということだけ言っておきます。以上です。

○委員長 ほか。

中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 すみません、今回初めての福祉避難所開設、物資輸送訓練、帰宅困難者一時滞在施設開設訓練ということで、先ほど望月委員からの質問で答えていただいたので物資輸送については大体流れ分かったんですけども、帰宅困難者一時滞在施設開設訓練についても流れは教えていただけますでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 訓練の内容といたしましては、無線機による開設要請、それから受付の準備、それから物資の供給、備蓄品の供給などを予定しております。無線については、今年度新たにIP無線機というものを一時滞在施設等に配付しますので、それを初めて使ってちょっと訓練をしてみるというところになっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

こちらの訓練については、台東区民館の産業貿易センターのフロアの認識でよろしいでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 産業貿易センターにあります台東区民会館の8階と9階を使う予定になっております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。

また、ちょっと話ずれるんですけど、先日のあの千葉の豪雨災害の規模とかが来た場合の、豪雨災害の訓練などの予定というのは今後はされておられますでしょうか。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 雨水というか、そういった水害に対する訓練については、現在、都市づくり部のほうで水防訓練というものを実施しておりますので、所管課といたしましては、当面の間はそちらの訓練で対応していくものかなと考えております。

○委員長 中嶋委員。

◆中嶋恵 委員 分かりました。水防訓練とか合同点検とかも毎年行われておりまして、大変評価をしております。防災は、忘れた頃に突然やってきますし、訓練は、もう何度やってもしばらくすると忘れてしまいますので、訓練自身の継続という部分が大変重要になりますので、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

引き続きよろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 よろしいですか。

◆中嶋恵 委員 はい。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 先ほど望月委員からの質問の中で、開設訓練とともに今回は運営のほうもということだったんですが、運営訓練はどのような、具体的にはどんな内容まで含まれた訓練が想定しているのでしょうか、ちょっとその辺を教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 先ほど確かに運営と申し上げたんですが、今後は運営というところを見据えていく必要がありますので、今回は開設なんですけど、今後に向けて、少し参加をしていただいて、運営というフェーズにそろそろ移ってきてもいいかなというところで申し上げます。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 訓練内容のところに運営って入っていたので、失礼いたしました。ごめんなさい、失礼いたしました。この3年計画で今年度が最終年度、今の段階でもいいんですけども、それ以降どのように総合防災訓練を考えていらっしゃるのか、お披露いただける範囲で教えてください。

○委員長 危機・災害対策課長。

◎小池雄太 危機・災害対策課長 委員、今お話ありましたとおり、この3か年やってきたというところでは、初動対応が中心となって取り組んできたところでございます。今回この成果をまた改めて検証、その上、検討しますが、今後は、初動対応から少しフェーズを横にずらして、発災後、数日、今度は復興という局面に入りますので、そうした例えば罹災証明の発行ですとか生活相談、そういったものも含めてちょっと訓練のほうは考えていく必要があるかなというところで、確定ではないですが、そういったところも視野に入れていきたいと考えております。

○委員長 寺田委員。

◆寺田晃 委員 そういうふうにフェーズが進んでいくことを本当に期待するところでございますけれども、以前にも申し上げたんですが、総合防災訓練、以前は、一般の区民の方も参加していただいてということで、これまでは開設訓練とかしていただきながら、避難所運営は地域の方で運営していくものなので、今後、フェーズが上がっていく中で、一般の区民の方も参加していただくことが避難所運営の運営の訓練にもなりますし、また、参加された区民の方も防災に対する意識も上がっていくと思いますし、意外と、避難袋というんですかね、を頭の中で描いていても、実際、各家庭で準備しているかなといいますと、なかなか難しいところもあると思いますので、そういった訓練、総合防災訓練に関わっていただきながら、お一人お一人、防災に強い、1世帯1世帯防災に強い台東区にしていきたいと思いますので、その辺も含めて

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 いいですか。

◆寺田晃 はい。

○委員長 石塚委員。

◆石塚猛 委員 私も委員なんで、ちょっと一言だけ申し上げるんですけど、この総合防災訓練に区議会議員のこの連中は使わないんですか。我々いろいろ視察や何かみんな行っていますよ、災害のあったところへね。そういうところで実際に話を聞いてきて、区議会議員ってかなりの役割を果たしますよ。正直言って、自分のエリアの中で、病人が、あるいは寝たきりが大体頭に入っているよ。その上でないと選挙は勝てないんだよ。そういう人間は頭でっかちなんだよ、実際はね。だから、このような防災訓練の中にぶち込むと、意外とこれのためになると思うんだ。30名の議員の中で消防団に入っているの相当いますよ、台東区は。それで、それなりに今、地域で訓練などやっていますから、いざというときに役に立ちますよ。

ただ、余計な口利くやつが多いから、これで食っているやつ多いですから、こういうのは駄目なんだけど、それでも、例えば被害を受けた場所で現地行って姉妹都市などで行ってみると、議員の連中が必死でやっていますよ。大崎のところに行ったときは、副議長が我々の担当で説明をしてくれたんだけど、風呂入っていないんですよ、だから私に近づかないでください、バスから降りないでくださいって。降りなければ視察になんねえよと、私が文句を言ったら、臭いがかがせたくありません、地域、地域にいろいろなものが道路際に集められるでしょ。そんな中で異様な臭いがするんですって。それは動物、生き物の、あるいは人様のあれが入っているかもしれないということ、その臭いがかがせたくありませんから窓を開けるだけにしてください。

大崎のまちをマイクロバスでずっと回ったんですが、家が倒れていなくても、ほとんどの家にビニールシートが張られているんですよ、一角、一角。だから、何ていうんですかね、まち全体が、あのとき思い出したのは、備蓄米を送って大崎の市長から緊急要請があったんだね。何で米の産地で備蓄米が必要なんだよって言ったら、水を入れてすぐ温かいご飯を食べるというのは、台東区の備蓄米、トラック2台積んで、丸1日かな、翌日に届けているはずですよ。やはりそういうことをすると、姉妹都市の関係というのは非常に絆が深まるよね。

やはり今でも大崎は姉妹都市で、区長さんもそうだけれど、私も行ったり来たりすると、非常にそういう防災の関係、あるいは災害、被害があったときのお互いの助け合いね。それで、例えば北海道鹿追町、茨城県の筑西、それから滋賀県の長浜、防災都市でしょ、姉妹都市じゃなくても。でも、やはりそういうことって大事だと思うよね。これからも危機管理の皆さんの区議会議員に対するご指導をよろしくお願いいたします。頭でっかちが多いですから、よろしくどうぞ。

○委員長 よろしいですか。

◆石塚猛 委員 はい。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高橋副委員長。

◆高橋えりか 副委員長 質問というか、要望なんですけれど、事前に伺ってまして、今回も災害協定締結先と連携したということで、これ今回何件というかが分からないですけれど、締結先たくさんあると思うので、この規模の訓練を頻繁にやるというのはなかなか難しいとは思いますが、せっきく協定を結んでいるので、いざというときにすぐに動けるように、全ての締結先と訓練ができるようにしていただきたいなということを要望させていただきます。以上です。

○委員長 それでよろしいですか。

◆高橋えりか 副委員長 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 案件第3、環境及び安全安心について、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 おはかりいたします。

案件第3、環境及び安全安心については、重要な案件でありますので、引き続き調査をすることに決定したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。

（久木田議会事務局次長朗読）

○委員長 これをもちまして、環境・安全安心特別委員会を閉会いたします。

午前11時14分閉会